

答申第 682 号

平成 30 年 4 月 13 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 8 月 15 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その 28）（諮問第 761 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月26日付け県民局総務室長名義通知に係る回覧文書、同日付け県民局次世代育成部子ども家庭課長名義通知に係る回覧文書、同月28日付け依頼に係る回覧文書、同年8月8日付け依頼に係る回覧文書、同日付けメールに係る回覧文書、同月18日付け依頼に係る起案文書、同年9月1日付けメールに係る回覧文書（特定会議Aの議事録）、同年8月25日付けメール（特定会議Aの資料）、同年9月16日付け通知に係る回覧文書、同日付け特定会議Bの議事録、同会議の資料及び同月21日付けメールに係る起案文書を対象文書として特定し、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月6日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年7月26日付け県民局総務室長名義通知に係る回覧文書（以下「A文書」という。）、同日付け県民局次世代育成部子ども家庭課長名義通知に係る回覧文書（以下「B文書」という。）、同月28日付け依頼に係る回覧文書（以下「C文書」という。）、同年8月8日付け依頼に係る回覧文書（以下「D文書」という。）、同日付けメールに係る回覧文書（以下「E文書」という。）、同月18日付け依頼に係る起案文書（以下「F文書」という。）、同年9月1日付けメールに係る回覧文書（特定会議Aの議事録）（以下「G文書」という。）、同年8月25日付けメール（特定会議Aの資料）（以下「H文書」という。）、同年9月16日付け通知に係る回覧文書（以下「I文書」という。）、同日付け特定会議Bの議事録（以下「J文書」という。）、同会議の資料（以下「K文書」という。）及び同月21日付けメールに係る起案

文書（以下「L文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、別表1の α 欄に掲げる情報については個人に関する情報であり特定の個人が識別できる情報であるとして、また、 β 欄に掲げる情報については個人に関する情報であり特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとして条例第5条第1号を理由に、 γ 欄に掲げる情報については公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして同条第4号柱書等を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

別表1の β 欄に掲げる情報については、統計情報であり、個人識別情報とは言えず、他の統計情報は公開されている。また、精神医学の学術雑誌等で病院、学校、刑事収容施設等における別表1の β 欄に掲げる情報に相当する統計情報は公になっており、これを非公開とする理由はない。

(2) 条例第5条第4号柱書又はエ該当性について

ア 施設の具体的防犯体制に関する情報

施設の具体的防犯体制に関する情報に関して、防犯体制に脆弱な点があれば、早急に改善すべきであり非公開とすべき理由にはならない。市民の生活の場となっている県有施設であれば、一定程度の防犯体制が確保されており、防犯に関する情報であることを理由に非公開とするのは乱暴である。主権者には、施設利用者の安全確保が適切に行われているのかを知り、行政を監視して不適正な行政の是正を求めていく権利があり、その権利の行使に資することが、条例第1条に適合する。

イ 常勤・非常勤職員数や警備員数

常勤・非常勤職員数や警備員数については、公務員の職務遂行方法として公になっているか、公にすることが予定されている情報である。

ウ 警備業務委託並びに防犯カメラ及び自動警報装置に関する情報

警備業務委託や防犯カメラの購入、自動警報装置の保守点検整備については、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであることから、これらに関する情報は公開されるべきである。非公開とされれば、オンブズ活動に著しい支障を生じ神奈川県が民主主義が停滞する。

エ 危機管理マニュアルに関する情報

危機管理マニュアルは公務員の間で共有されており、公務員や元公務員はそのマニュアルから得た情報から犯罪を起こしていないにもかかわらず、実施機関は、公開請求者がかかる情報を得た場合、犯罪行為を実行すると説明しており、主権者蔑視の違憲の弁明である。

オ 国の第2次補正予算に関する情報

国の第2次補正予算に関する情報は財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開されるべきである。

また、実施機関は、これらの情報が誤った情報であるため、これらを公開した場合、不正確な情報を広く知らしめ、県民等に誤解を生じさせるおそれや国との信頼関係を損ない速やかな情報提供が受けられなくなり、もって国の予算にかかわる県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれ、さらには、国から情報提供を受けている他の実施機関や関係機関に誤った情報が伝わることで混乱を招き、その事務遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

しかし、公務員が、事実確認が不十分な情報や誤った情報を得ることは当然であり、誤った情報があれば、主権者はそれを知る権利がある。

さらに、実施機関のかかる説明は、公務員の無謬性を動揺させる情報を具体的に開示したくないがための弁明であり、民主主義国家の情報公開とは言えない。情報公開は公開請求者にのみ実施されるものであり、他の実施機関、関連機関に伝わる高度の蓋然性もなく、たとえ伝わった

としても非公開とすべきほどの混乱は生じない。

カ 所属内での会議に関する情報

かかる情報を公開したとしても犯罪行為を遂行することは不可能であり事務事業に支障は生じない。

キ 福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト及び心理福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトに関する情報

福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト及び心理福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトに関する情報について、一般職員にも明らかにしていないものであれば、なおのこと公開すべきである。実施機関は所属長のみが了知している情報である旨説明するが、これは非公開理由とは関係がない。また、これらの情報が同プロジェクトの検討者の意図に反して利用され人事事務に支障が生じる旨の実施機関の説明もあまりに不合理で言語道断であり、かかる弁明は民主主義社会の根幹たる情報公開、国民主権、民主主義、公務員奉仕制の全否定である。

ク 児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報について

公開請求を受けた行政は、公開請求者からの問合せには真摯に応じるべきであり、また、主権者は、行政がどのような方針であるのかを確認して案を修正するよう要望する権利がある。かかる要望に応じたとしても、それは、実施機関が説明する竣工式・内覧会への招待者をいたずらに増やすことには当たらない。招待者の増加をもって非公開理由とすることは、裁量の逸脱・濫用である。

(3) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、別表1に掲げる情報は公開されるべきである。

(4) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(5) 理由付記の不備について

本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。

(6) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。

イ 行政文書の写し等の交付方法について

公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。また、郵送により行政文書の写し等の交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等によるべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用について

行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

4 実施機関（おおいそ学園）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表1のα欄に掲げる情報

別表1のα欄に掲げる情報は、警部補以下の階級にある警察官の名前であるところ、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

そして、警部補以下の階級にある者の名前については、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書きイには該当せず、その性質にかんがみれば、同号ただし書きア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

イ 別表1のβ欄に掲げる情報

別表1のβ欄に掲げる情報は、特定施設Aにおける入所児童の状況と

して記載された入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称並びに特定施設Bにおける入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況（内科・外科等を除く）に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容であるところ、これらの情報は、それぞれの事由に該当する入所者の氏名が記載されているわけではない統計的な情報であって、個人を識別できる情報には該当しないものの、その内容は、入所に至る具体的理由、家族状況及び疾患・障害の具体的名称に及んでおり、個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであることから、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(2) 条例第5条第4号柱書又はエ該当性について

別表1のγ欄に掲げる情報は、次のとおり、条例第5条第4号柱書又はエに該当する。

ア F文書

F文書において本件処分により非公開とした情報（以下「F文書非公開情報」という。）は、県民局入所施設における防犯体制に関する情報であるところ、県民局入所施設とは、単に県職員がその職務を行うための庁舎ではなく、各施設が対象としている県民の入所が予定されている施設である。

県には、これらの施設に入所した県民等が安全に当該施設で過ごすことができるようにする最も基本的かつ最低限の責務があるところ、F文書非公開情報は、当該施設の夜間における巡回等、具体的な防犯体制に関するものであるため、これを公開した場合、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるおそれがある。かかる場合、当該施設における安全面の確保に困難を来し、もって、その事業運営に支障を及ぼすこととなる。

よって、F文書非公開情報は、公開することにより安全確保に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ G文書

G文書は、特定会議Aの議事録であるところ、同会議は、特定事件の再発防止に向けた課題を整理・検討するために県民局入所施設等の所属長から構成された会議体である。

(ア) G文書において本件処分により非公開とした情報のうち、県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報

G文書において本件処分により非公開とした情報のうち、県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報は、県民局入所施設等の防犯体制について、各所属長が具体的に言及したものであり、F文書非公開情報と同質の情報であることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) G文書において本件処分により非公開とした情報のうち、国の第2次補正予算に関する情報

G文書において本件処分により非公開とした情報のうち、国の第2次補正予算に関する情報は、特定会議Aにおいて言及された国の第2次補正予算の具体的内容に関するものであるところ、かかる情報は、県担当者の聞き取りに基づくものであって、事実確認が不十分な誤った情報が含まれており、これを公開した場合、不正確な情報を広く知らしめ、県民等に誤解を生じさせるおそれがあるとともに、国との信頼関係を損ない速やかな情報提供が受けられなくなり、もって、国の予算にかかわる県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、国から同様に情報提供を受けている他の実施機関や、関係機関に誤った情報が伝わることで混乱を招き、その事務遂行に支障を及ぼすおそれもある。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

(ウ) G文書において本件処分により非公開とした情報のうち、特定の県民局入所施設2施設の不審者等対応マニュアル

不審者等対応マニュアルは、加害者が来所した場合等の緊急時における対応手順が具体的に記載されているものであるところ、これを公開すると、当該マニュアルを有する県民局所管施設の具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるおそれがあるため、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ H文書

H文書において本件処分により非公開とした情報は、F文書非公開情報と同質のものであることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

エ J文書

(ア) 議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容

本件処分により非公開とした議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容に係る情報は、福祉施設である特定施設Cにおける防犯体制の構築にかかわる情報であるところ、その内容は当該施設における具体的な防犯体制構築のための基礎となるものであり、F文書非公開情報と同質のものであることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 議題「(2) 福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトについて」の議事内容（趣旨説明を除く）

福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトとは、福祉専門職のキャリア形成の道筋を整理するためのプロジェクトであるところ、本件請求時においては、いまだ同プロジェクトの検討を始めるか否かを検討し始めた段階に過ぎない未確定のものであり、非公開としたその内容についても、同プロジェクト案を検討する所属長にのみ了知されているものであって、同プロジェクトの検討事項の対象となる一般職員には知らせていない状態にあった。このため、かかる情報が必要な補足説明を伴わないまま公開されると、記載された内容について誤解を生じさせるおそれや同プロジェクト検討者の意図に反して利用されたりするおそれがあり、県保健福祉分野における人事管理に係る事務に関

し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号エに該当する。

(ウ) 報告事項「(1) 児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容（J文書2頁目中、1行目から3行目まで及び7行目から9行目までを除く）

a 関係機関等との具体的調整状況

本件処分により非公開とした関係機関等との具体的調整状況とは、新たに開設される児童自立支援拠点における学校教育に係る費用負担や教員配置等の開設調整事務に係る情報であり、これらの情報が公開された場合、不確定な情報が公になることで関係機関等に過度な期待や不安を抱かせるとともに、関係機関等の意向に反する内容であった場合には、以後の調整に多大な労力を要することとなり、関係機関等との調整が遅れることにより同拠点の開設に遅れが生じるおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に該当する。

b 竣工式及び内覧会実施案

本件処分により非公開とした竣工式及び内覧会実施案は、調整中の不確定な内容であり、これらの情報を公開することにより、関係各方面から招待者の確認の問合せや、招待者の調整などの要望が出る可能性があるが、会場には物理的な限界があり、招待者をいたずらに増やすことはできないものである。

よって、これらの情報を公開することにより、竣工式等の出席者の調整事務が増大し、ひいては児童自立支援拠点開設事務に支障を来すおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

c 引越し案

本件処分により非公開とした引越し案は、児童自立支援拠点に統合される特定施設A、特定施設F等からの、入所者及び物品の移転スケジュール案並びに関係所属の業務分担案が記載されているところ、これらの情報を公開することにより、入所者及び物品の移転に当たっての防犯対策上脆弱な部分が明らかとなり、入所者の安全の確保及び県有財産の適正な管理に支障が生じることは明らかである

ため、条例第5条第4号柱書に該当する。

オ K文書

- (7) 議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」に係る資料のうち、頁番号1頁目から頁番号7頁目までに記載された安全対策に係る内容

議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」に係る資料のうち、本件処分により非公開とした頁番号1頁目から頁番号7頁目までに記載された安全対策に係る内容は、福祉施設である特定施設Cにおける防犯体制の構築にかかわる情報であるところ、その内容は、当該施設における具体的な防犯体制構築のための基礎となるものであり、F文書非公開情報と同質のものであることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

- (イ) 「特定事件を踏まえた特定施設Cの安全対策について」に記載された安全対策に係る内容

本件処分により非公開とした「特定事件を踏まえた特定施設Cの安全対策について」に記載された安全対策に係る内容は、F文書非公開情報と同質のものであることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

- (ウ) 「特定警察署による防犯指導について」に記載された防犯指導の内容及び指導を踏まえた今後の対策の内容

本件処分により非公開とした「特定警察署による防犯指導について」に記載された防犯指導の内容及び指導を踏まえた今後の対策の内容は、特定施設Cが警察からの防犯指導を受けた際の各種防犯用品や警備体制等について行われた指導内容が記載されたもの及びその指導を踏まえ具体的に採用を試みる防犯対策が記載されたものであり、F文書非公開情報と同質のものであることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

- (エ) 「取り組んでいる又は検討している安全対策について（特定施設D）」に記載された安全対策に係る内容

本件処分により非公開とした「取り組んでいる又は検討している安

全対策について（特定施設D）」に記載された安全対策に係る内容は、福祉施設である特定施設Dにおける当時の防犯体制又は今後採るべき対策について、防犯マニュアル等、警備体制（現状）、来所者の把握方法（現状）、防犯用品・設備の活用、警察や地域等との連携、利用者や利用者家族との連携、その他という7つの観点から整理された情報が記載されているもので、F文書非公開情報と同質の情報であることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(オ) 「特定事件を受けた特定施設Eの防犯対策案」に記載された具体的防犯対策の内容

本件処分により非公開とした「特定事件を受けた特定施設Eの防犯対策案」に記載された具体的防犯対策の内容は、福祉施設Eにおける当時の防犯体制及び今後採るべき対策について、具体的な内容が記載されているもので、F文書非公開情報と同質の情報であることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(カ) 「「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について（案）」に記載された同プロジェクトの内容

福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトの内容及び周知状況は、前記エ(イ)のとおりであるところ、本件処分により非公開とした「「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について（案）」に記載された同プロジェクトの内容には、その具体的な進め方やスケジュールも含まれるため、必要な説明を伴わないまま内容が確定する前に公開することにより、同プロジェクトの検討を開始することが相当程度確実であるとの誤解を与え、その内容に期待感を持たせる結果となり、現在の人材育成計画を超えたキャリア形成を営もうとする者が出てくるなど、現行の人事管理にも支障を生ぜしめるおそれがある。

よって、この点において、かかる情報は、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報であるため、条例第5条第4号エに該当する。

また、かかる支障が生じると、同プロジェクトの検討自体にも支障を生ぜしめるおそれがあるため、その他事務又は事業の適正な遂行に

支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当する。

- (キ) 「心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトについて（案）」に記載された同プロジェクトの内容

心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトとは、同職に関する前記(カ)に掲げる福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトと同様の人材育成に関するプロジェクトであり、検討状況や周知の状況も福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトと同様の状況にあったものである。

よって、本件処分により非公開とした「心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトについて（案）」に記載された同プロジェクトの内容は、前記(カ)と同様に条例第5条第4号エ及び柱書に該当する。

- (ク) 「児童自立支援拠点の基本理念（案）」に記載された基本理念案の内容すべて

児童自立支援拠点にあつては、その基本理念案に基づいて基本方針を定めるところ、本件処分により非公開とした基本理念案が必要な補足説明を伴わないまま公開されると、県所管の児童福祉施設の関係者に対して、基本理念が決定し、当該理念に基づいて基本方針が決定したような誤解を生じさせるおそれがある。そして、県所管の児童福祉施設は県が示す各種方針を参考に事業を展開していることから、未成熟な基本方針に基づき、県内の児童福祉施設から児童の受入要請や支援要請があることにより、児童の発達段階に応じた切れ目のない総合的な支援や、県所管域における総合的な支援のネットワークの構築など、児童自立支援拠点が目指す本来の理念や方針を実現できなくなるおそれがあるため、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

- (ケ) 「児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について（案）」の内容すべて

本件処分により非公開とした「児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について（案）」の内容には、同拠点の竣工式及び内覧会の案段

階の実実施計画が記載されているため、かかる情報を公開した場合、前記エ(ウ) bで説明した支障が生じるおそれがあるほか、内覧会の追加実施を求められるおそれもあり、同拠点の円滑な開設に支障が生じるおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に該当する。

(コ) 「引越し日程について(案)」に記載された内容すべて

本件処分により非公開とした「引越し日程について(案)」に記載された内容には、児童自立支援拠点に統合する特定施設A、特定施設F等からの入所者及び物品の移転スケジュール案並びに当該業務を遂行するに当たっての関係所属の業務分担案が記載されており、前記エ(ウ)cと同質の情報であることから、前記エ(ウ)cと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

カ L 文書

(ア) 「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管6施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制及び県への連絡体制に関する情報

「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管6施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制及び県への連絡体制に関する情報は、緊急時にあって、どのような手段を用いて連絡を行うかが具体的に記載されたものであるため、これを公開した場合、緊急時の連絡体制を容易に遮断することが可能となる。かかる場合、当該施設の入所者に対し、当該施設において安全に過ごせる環境を提供するという県の最も基本的な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

また、これら連絡体制に関し具体的記載がない空欄の場合にあって、これを公開した場合、当該施設においては連絡体制もない防犯体制が整っていない施設であるとの誤解を与え、犯罪の対象となる可能性が高まるおそれがあり、当該施設の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるため、同号柱書に該当する。

(イ) 「各入所施設のその他設備、器具の状況」のうち、県民局所管6施設における防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する

る情報

「各入所施設のその他設備、器具の状況」のうち、県民局所管6施設における防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報は、防犯体制の具体的内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであって、防犯体制の具体的内容と密接にかかわるものであり、かかる情報を公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を来すことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

(ウ) 「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管6施設における所属内での会議、防犯設備の確認、その他の対応に関する情報

「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管6施設における所属内での会議に関する情報は、会議の有無やその内容が記載されたものであるため、これらを公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を来すことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

また、防犯設備の確認やその他の対応に関する情報は、県民局所管6施設の具体的な防犯体制について記載されたものであり、F文書非公開情報と同質の情報であることから、前記アと同様に同号柱書に該当する。

さらに、これらの情報に関し具体的記載がない空欄の場合であっても、これを公開した場合、防犯体制が整っていない施設であるとの誤解を与えるため、前記(ア)後段と同様に、同号柱書に該当する。

(エ) その余の情報

L文書において本件処分により非公開とした情報のうち、前記(ア)から(ウ)までに掲げる情報を除いた情報は、県民局所管6施設における具体的な防犯体制について記載されたものであり、F文書非公開情報と同質の情報であることから、前記アと同様に同号柱書に該当する。

(3) 条例第7条該当性について

別表1に掲げる情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。

(4) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

実施機関は、所掌事務として、児童福祉法第44条により、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童を入所させ、その自立を支援等する事務を所管しているところ、A文書、B文書及びI文書を管理していたのは実施機関が児童自立支援施設の管理者として安全を確保する旨の通知を受けたためであり、C文書及びD文書を管理していたのは施設管理者としての実施機関に対し特定事項が依頼されたためであり、E文書を管理していたのは特定事件に関する対策本部の部会で示された方向性が伝達されたためであり、F文書、G文書及びH文書を管理していたのは実施機関が児童自立支援施設の管理者として施設の安全性を確保するという観点から、特定事件の対応を検討する特定会議Aに参加したためであり、J文書及びK文書を管理していたのは県立児童福祉施設、障害者福祉施設等における個別課題の情報交換や共通課題について検討を行い、施設運営及び職務のあり様について共通理解を深めることを目的とした特定会議Bに参加したためであり、L文書を管理していたのは県民局の一機関として同局における特定事件を受けた防犯対策の状況に関し常任委員会報告資料作成のための照会を受けたからである。実施機関は、他に特定事件に直接的に関係する業務を所管しておらず、本件行政文書以外に、本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するにあたり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確

認を行ったことは言うまでもない。

また、他に解釈上、行政文書に該当しないと判断した文書は存在しない。

(5) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、郵送による交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、これらの主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。

したがって、この点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、A文書、B文書、E文書及びI文書は特定事件の発生を受けて発出された施設の安全管理に関する通知にかかわる文書であって、入所者を有する施設の管理者という観点から実施機関が取得した文書であり、C文書及びD文書は実施機関に対し特定事項が依頼されたため実施機関が取得した文書であり、F文書、G文書及びH文書は実施機関の所属長が特定会議Aに参加したため、また、J文書及びK文書は特定会議Bに参加したため取得した文書であり、L文書は実施機関が県民局の一機関として、同局における特定事件を受けた防犯対策の状況に関し常任委員会への報告に備えた資料作成の一環として照会を受けたため管理していたものと認められる。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができる」と規定している。

もつとも、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

そこで、別表1の α 欄及び β 欄に掲げる情報の同号該当性について、以下、検討する。

ア 別表1の α 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1の α 欄に掲げる情報は、警部補以下の階級にある警察官の名前であり、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、警部補以下の階級にある者の氏名については、神奈川県職員録や新聞の異動記事においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから同号ただし書イには該当せず、職務遂行の内容に関する情報にも当たらないことから同号ただし書ウにも該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、警部補以下の階級にある者の名前については、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

イ 別表1の β 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のβ欄に掲げる情報は、実施機関が説明するとおり、特定施設Aにおける入所児童の状況として記載された入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称並びに特定施設Bにおける入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況（内科・外科等を除く）に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容であり、これらの情報は、それぞれの事由に該当する入所者の氏名が記載されているわけではない統計的な情報であって、個人を識別できる情報には該当しないと認められる。

この点について、審査請求人は、これらの情報が個人を識別できない統計情報であって、精神医学雑誌等でこれに相当する情報が公にされているとして、これらの情報を非公開とする理由はない旨主張する。しかしながら、当審査会が確認したところ、入所理由や入所経路、保護者の状況等の各項目は相当程度具体化された類型ごとに統計情報として整理され、疾患等の名称に至っては、具体的名称まで記載されており、これらの情報は、個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであると認められるため、個人を識別することはできないものの、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報に当たるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(3) 条例第5条第4号柱書又はエ該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は

事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、同号エは「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものを規定している。

また、同号アからオまでの各規定に該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同条各号に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、別表1のγ欄に掲げる非公開情報の同号柱書又はエ該当性について、以下、検討する。

もともと、別表1のγ欄に掲げる非公開情報はその量が多いため、実施機関が説明する非公開理由の理論的当否を検討し、非公開とすることが妥当と認められる非公開理由の適用が説明されている各非公開情報について、当該理由に当てはまる情報たり得るか等個別具体的に判断するものとする。

ア 実施機関が説明する非公開理由

当審査会が確認したところ、実施機関が別表1のγ欄に掲げる非公開情報を非公開とした理由は、施設の具体的防犯体制に関する情報、緊急時の連絡体制に関する情報、危機管理マニュアル・不審者等対応マニュアルに関する情報、防犯訓練の実施の有無に関する情報、所属内での会議に関する情報、特定の空欄に関する情報、国の第2次補正予算に関する情報、人材育成プロジェクトに関する情報、児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報、同拠点の基本理念案、同拠点の竣工式・内覧会に関する情報及び同拠点への引越しに関する情報に大別されるため、以下、これらの情報を非公開とした理由について、その当否を検討する。

(ア) 施設の具体的防犯体制に関する情報

防犯カメラの設置の有無・台数や夜間の巡回警備に関する情報等具体的な防犯体制に関する情報については、実施機関が説明するとおり、これを公開すると、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、施設の具体的防犯体制に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(イ) 緊急時の連絡体制に関する情報

緊急時の連絡体制に関する情報については、実施機関が説明しており、これを公開した場合、容易にその連絡を遮断することが可能となり、かかる場合にあっては、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、緊急時の連絡体制に関する情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(ロ) 危機管理マニュアル・不審者等対応マニュアルに関する情報

この点について、実施機関は、マニュアルの内容は防犯体制の具体的内容に関する情報であり、マニュアルの有無に関する情報は防犯体制の具体的内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであって、具体的防犯体制と密接に関連するとして、これを公開することにより施設の安全面の確保に支障が生じるため条例第5条第4号柱書に該当する旨説明する。

しかしながら、マニュアルの内容そのものが具体的防犯体制に関するものとして前記(ア)と同様に同号柱書に該当すると解されるのは格別、マニュアルは、その存在自体でどのような警備が行われるのかが自明である防犯カメラや自動警報装置とは異なり、マニュアルの内容が明らかになることで初めて具体的な防犯体制が明らかとなる以上、その「有無」という情報だけでは、これを公開したとしても、同号柱書にいう支障は生じないと解するのが相当である。

よって、マニュアルの有無に関する情報については、同号柱書に該当しないと判断する。

(エ) 防犯訓練の実施の有無に関する情報

防犯訓練の実施の有無に関する情報については、防犯体制の具体的内容そのものではないものの、構築された防犯体制の運用の可否に大きく関わるものであり、具体的防犯体制と密接に関連する情報であって実質的に具体的防犯体制に関する情報と同視できると認められる。

よって、防犯訓練の実施の有無に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(オ) 所属内での会議に関する情報

当審査会が確認したところ、所属内での会議に関する情報とは、特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知を受けて行われた各施設における会議の有無やその内容に関する情報であると認められる。

実施機関はこの点について、かかる情報に該当するという点のみをもって、所属内での会議に関する情報を公開した場合には施設の安全面の確保に支障が生ずる旨説明するが、「特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知を受けて行われた各施設における会議」に関する情報であるという点をもって、条例第5条第4号柱書にいう支障を認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、所属内での会議に関する情報は、同号柱書に該当しないと判断する。

(カ) 特定の空欄に関する情報

この点について、実施機関は、緊急時の連絡体制について記載がない空欄や「特定事件以降の各入所施設での対応状況」における空欄について、これを公開すると当該施設が防犯体制の整っていない施設であるとの誤解の下、犯罪の対象となるおそれが高まり、当該施設の安全面の確保に支障が生ずるとして、条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するところ、空欄であることそれ自体が防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得る場合については、前記(ア)と同様に、公開することにより当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあるものとして条例第5条第4号柱書に該当すると認められるが、防犯体制の脆弱性を示すことにつながらない空欄にあっては、同号柱書には該当しないと言ふべきである。

(キ) 国の第2次補正予算に関する情報

実施機関の説明によると、国の第2次補正予算に関する情報は、特定会議Aにおいて言及された国の第2次補正予算の具体的内容に関する

るものであり、事実確認が不十分な誤った情報であるとのことであるが、これを前提とすると、かかる情報を公開した場合、誤った情報を広く知らしめ、当該補正予算の関係者に誤解を生じさせるおそれがあるとともに、国との信頼関係を損ない、今後、速やかな情報提供を受けることに支障を来し、もって、国の予算にかかわる県の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、国の第2次補正予算に関する情報は条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(ク) 人材育成プロジェクトに関する情報

当審査会が確認したところ、福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト及び心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトは、実施機関が説明するとおり、各職にある者のキャリア形成の在り方を検討するもので、本件請求時においては、いまだ検討を行うか否かの検討を始めた最初期の段階のものであり、これらのプロジェクトの対象となる一般職員には周知していない状況であったことが認められる。そして、人材育成等の人事制度に関する情報は、職員の異動や昇格といった今後携わる職務の内容にも密接に関連した情報であることにかんがみれば、これらの情報に対する職員の関心が高いことは容易に想定されるものである。また、これらのプロジェクトが検討の最初期の段階にあったことを考慮すると、これらのプロジェクトで検討対象となった各職にある者のキャリア形成の在り方についても、検討を経る過程において様々な修正等が行われることも容易に想定される。

したがって、これらの事情にかんがみれば、いまだ検討の最初期の段階にある人材育成プロジェクトに関する情報を公開すると、今後修正が想定される未確定情報を相当程度の確実性がある情報と職員に認識させ、現行の人事制度ではなく、検討過程にある当該未確定情報に則ったキャリア形成を営もうとする者を生じさせるおそれも否定できず、そこに至らないまでも、現行の人事制度が切り替わることを前提に、現行の人事制度を軽視する者を生じさせ、現行の人事制度の運用に支障を生じさせるおそれがあると認められる。

よって、人材育成プロジェクトに関する情報は、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号エに該当すると判断する。

なお、実施機関は、これらの情報が同号柱書にも該当する旨説明するが、前記のとおり、これらの情報は同号エに該当すると認められるため、同号柱書該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

(ケ) 児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報

児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報については、実施機関が説明するとおり、同拠点における学校教育の費用負担等関係機関との各種調整に関する情報であって、調整の最中にある情報であることにかんがみると、これを公開した場合、公開された情報が調整対象者の意図に合致していなかったときには、以後の調整事務を増大させるであろうことは容易に想定されるものである。そして、このような事態が生じた場合には、同拠点の開設そのものに遅れが生じるおそれも認められる。

よって、同拠点の開設調整事務に関する情報については、公開することにより、当該調整事務及び同拠点開設事務に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(ク) 児童自立支援拠点の理念案に関する情報

この点について、実施機関は、児童自立支援拠点の理念案を必要な説明なく公開すると、県所管の児童福祉施設関係者に当該基本理念に基づく基本方針が決定したと誤解させ、ひいては、同拠点が目指す本来の理念や方針が実現できなくなる旨説明する。

しかしながら、かかる説明には飛躍があると言わざるを得ず、かかる情報を公開することで、同拠点の本来の理念や方針が実現できなくなると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、児童自立支援拠点の理念案に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

(ク) 児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報

児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報については、実施機関が説明するとおり、会場に物理的限界がある中であっては、招待者を一定数以下にしなければならないという制約があり、こうした状況下で、調整中の段階にある招待者の情報や竣工式の日程を公開すると、関係者から招待者への追加要望や竣工式等の複数回開催の要望がなされ、竣工式等の開催事務に支障を及ぼすおそれが認められる。

よって、同拠点の竣工式・内覧会に関する情報については、公開することにより、竣工式等の開催事務に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(シ) 児童自立支援拠点への引越しに関する情報

児童自立支援拠点への引越しに関する情報については、入所者を有する福祉施設である特定施設A及び特定施設Fから同拠点への入所者の移転に関する情報が含まれていることにかんがみると、公開することにより、引越し時に生じるこれら施設における防犯上脆弱なタイミングが明らかとなり、入所者の安全の確保に支障を生じるおそれがあると認められることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

イ 審査請求人の主張

実施機関の説明する非公開理由の当否は前記ア(ア)から(シ)までのとおりであるところ、当審査会が妥当と判断した非公開理由について、審査請求人は前記3(2)ア、イ、ウ、オ、キ及びクのとおり種々主張するが、当審査会が確認したところ、いずれについても、前記判断を覆すに足りるものとは認められない。

よって、審査請求人のこれらの主張は採用することはできない。

ウ まとめ

以上を前提に判断すると、別表1のγ欄に掲げる情報のうち、別表2のγ欄に掲げるものについては、条例第5条第4号柱書又はエに該当するためこれらを非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げるものについては実施機関が説明する非公開理由が成り立たないものであるか、又は非公開理由としては成り立つものの当該情報が当該非公開理由に当

てはまる情報たりえないものであるため、公開すべきであると判断する。

(4) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、

「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、別表2に掲げる情報は、その内容にかんがみて、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆

すに足りる事情も認められない。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(6) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、郵送による交付を行う場合には定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではなく、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 付言

審査請求人は、本件処分における理由付記に不備がある旨を主張しているため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定に当たり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

これを前提に本件を見ると、本件処分の理由付記は、本件非公開情報の内容毎に適用条項を摘示するとともに、その内容に応じ、当該条項を適用するに至った具体的理由が必要最小限度は示されていると認められ理由付記に不備があるとまでは言えないが、条例第5条第4号柱書又はエにいう「支障」について、より具体的に記載されることが望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α	特定警察署による防犯指導について	警部補以下の階級にある警察官の名前	第5条第1号 (個人識別情報)
	β K文書	特定施設A入所児童の状況(平成28年9月1日現在)	入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的な名称
平成28年9月1日現在在籍児童の状況(特定施設B)		入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況(内科・外科等を除く)に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容	
γ F文書	特定事件を受けた入所施設での対応について(調査票)	実施機関に対する質問の有無に関する情報	第5条第4号 柱書
		入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った実施機関の対応の内容	
		実施機関における侵入者対策の内容	
		実施機関における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報	
		実施機関における施設の危機管理上の課題	
		実施機関における入所者への緊急時伝達方法	
		実施機関における職員への緊急時伝達方法	

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧								
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項					
γ	F 文書 (続き)	入居を伴う県有施設における警備体制の状況	<p>県民局所管 9 施設における警備体制に関する情報（警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考）に関する情報</p> <p>県民局所管 9 施設における夜間の県職員の体制に関する情報</p> <p>県民局所管 9 施設における防犯カメラの有無に関する情報</p> <p>県民局所管 9 施設における自動警報装置の有無に関する情報</p>	第 5 条第 4 号 柱書				
		γ	G 文書		特定会議 A の議事録	<p>県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2 頁目中、2 行目から 9 行目まで、11 行目から 23 行目まで、25 行目から 36 行目まで、42 行目 37 文字目から 43 行目まで ○ 3 頁目中、1 行目から 5 行目まで、7 行目、10 行目から 15 行目まで、20 行目から 34 行目まで、38 行目から 42 行目まで ○ 4 頁目中、2 行目から 4 行目まで、7 行目から 9 行目まで、12 行目 20 文字目から 13 行目まで、17 行目、26 行目、28 行目、30 行目、32 行目から 33 行目まで、35 行目、37 行目 ○ 5 頁目中、18 行目から 19 行目まで、24 行目から 26 行目まで <p>国の第 2 次補正予算に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 5 頁目中、3 行目から 5 行目まで、8 行目から 9 行目まで、21 行目から 23 行目まで 	第 5 条第 4 号 柱書	

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
γ	G 文書 (<small>続き</small>)	特定の県民局入所施設 2 施設の不審者等対応マニュアル	全情報	第 5 条第 4 号柱書
	H 文書	特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票)	県民局所管 10 施設に対する質問の有無に関する情報	第 5 条第 4 号柱書
			入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った県民局所管 10 施設における対応の内容	
			県民局所管 10 施設における侵入者対策の内容	
			県民局所管 10 施設における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報	
			県民局所管 10 施設における施設の危機管理上の課題	
			県民局所管 10 施設における入所者への緊急時伝達方法	
			県民局所管 10 施設における職員への緊急時伝達方法	
	H 文書	入居を伴う県有施設における警備体制の状況	県民局所管 12 施設における警備体制に関する情報 (警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考)	第 5 条第 4 号柱書
			県民局所管 12 施設における夜間の県職員の体制に関する情報	
			県民局所管 12 施設における防犯カメラの有無に関する情報	
			県民局所管 12 施設における自動警報装置の有無に関する情報	

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
γ	J 文書 特定会議 B の議事録	議題「(1)児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容 ○ 左記議事録 1 頁目中、10 行目から 25 行目まで	第 5 条第 4 号 柱書
		議題「(2)福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトについて」の議事内容（趣旨説明を除く） ○ 左記議事録 1 頁目中、29 行目から 42 行目まで	第 5 条第 4 号 エ
		報告事項「(1)児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容（左記議事録 2 頁中、1 行目から 3 行目まで及び 7 行目から 9 行目までを除く） ○ 関係機関等との具体的調整状況 ・ 左記議事録 2 頁目中、4 行目から 6 行目まで、10 行目から 45 行目まで ・ 左記議事録 3 頁目中、1 行目から 24 行目まで、35 行目から 40 行目まで ○ 竣工式及び内覧会実施案 ・ 左記議事録 3 頁目中、25 行目から 30 行目まで ○ 引越し案 ・ 左記議事録 3 頁目中、31 行目から 34 行目まで	第 5 条第 4 号 柱書
K 文書	議題「(1)児童・障害福祉施設の安全対策について」に係る資料中、頁番号 1 頁目から頁番号 7 頁目まで	安全対策に係る内容	第 5 条第 4 号 柱書

別表1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
γ K文書(続き)	特定事件を踏まえた特定施設Cの安全対策について	安全対策に係る内容 ○ 左記文書中、7行目から17行目まで、19行目から28行目まで、30行目から32行目まで	第5条第4号柱書
	特定警察署による防犯指導について	防犯指導の内容 ○ 左記文書1頁目中、8行目から34行目まで、36行目から39行目まで ○ 左記文書2頁目中、2行目から7行目まで、9行目から13行目まで、15行目から28行目まで	
		指導を踏まえた今後の対策の内容 ○ 左記文書2頁目中、30行目から39行目まで	
	取組んでいる又は検討している安全対策について(特定施設D)	安全対策に係る内容 ○ 左記文書1頁目中、4行目から8行目まで、10行目から20行目まで、22行目から27行目まで、29行目から32行目まで ○ 左記文書2頁目中、2行目、4行目から5行目まで、7行目から8行目まで	
	特定事件を受けた特定施設Eの防犯対策(案)	具体的防犯対策の内容 ○ 左記文書中、表のすべて	
	「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について(案)	左記プロジェクトの内容 ○ 左記文書中、タイトル以外の全情報	第5条第4号エ及び柱書
	心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトについて(案)	左記プロジェクトの内容 ○ 左記文書中、タイトル以外の全情報	

別表1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
K 文書 (続き)	児童自立支援拠点の基本理念(案)	基本理念案の内容すべて ○ 左記文書中、3行目から6行目まで	第5条第4号 柱書
	児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について(案)	実施案の内容すべて ○ 左記文書中、3行目から32行目まで	
	引越し日程について(案)	引越し案の内容すべて ○ 左記文書1頁目中、3行目、表のすべて ○ 左記文書2頁目中、表のすべて、1行目から17行目まで	
γ L 文書 (続き)	各入所施設の夜間の防犯体制	県民局所管6施設における夜間の常勤・非常勤職員数、警備体制、警備業務委託の有無に関する情報	第5条第4号 柱書
	各入所施設の緊急時の連絡体制	県民局所管6施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制、県への連絡体制に関する情報	
	各入所施設の防犯カメラの設置状況	県民局所管6施設における防犯カメラの設置の有無・台数、自動警報装置の設置の有無に関する情報	
	各入所施設のその他設備、器具の状況	県民局所管6施設における防犯のための設備・器具の配備状況、防犯訓練実施の有無、危機管理マニュアルの有無に関する情報	
	特定事件以降の各入所施設での対応状況	県民局所管6施設における所属内での会議、防犯設備の確認、その他の対応に関する情報	

別表 2

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)
α	特定警察署による防犯指導について	警部補以下の階級にある警察官の名前	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるため。 ＜第5条第1号＞	5(2)ア
	特定施設A入所児童の状況（平成28年9月1日現在）	入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称	個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に係るものであると認められるため、個人を識別することはできないものの、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。 ＜第5条第1号＞	5(2)イ
β	平成28年9月1日現在在籍児童の状況（特定施設B）	入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況（内科・外科等を除く）に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容		
γ	特定事件を受けた入所施設での対応について（調査票）	実施機関における侵入者対策の内容	具体的防犯体制に関する情報であるため。 ＜第5条第4号柱書＞	5(3)ア(ア)
		実施機関における施設の危機管理上の課題		
		実施機関における入所者への緊急時伝達方法		
		実施機関における職員への緊急時伝達方法		

別表 2 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)
γ	F 文書 入居を伴う 県有施設に おける警備 体制の状況	県民局所管 9 施設における警備体制に関する情報（警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考）に関する情報	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条 4 号柱書 >	5 (3) ア (ア)
		県民局所管 9 施設における夜間の県職員の体制に関する情報		
		県民局所管 9 施設における防犯カメラの有無に関する情報		
		県民局所管 9 施設における自動警報装置の有無に関する情報		

別表 2 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)
γ	G 文書 特定会議 A の議事録	<p>県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報中、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2 頁目中、2 行目から 9 行目まで、11 行目から 23 行目まで、25 行目 32 文字目から 36 行目まで、42 行目 37 文字目から 43 行目まで ○ 3 頁目中、1 行目から 5 行目まで、7 行目、12 行目 27 文字目から 15 行目まで、20 行目から 34 行目まで、38 行目から 42 行目まで ○ 4 頁目中、2 行目から 4 行目まで、7 行目から 9 行目まで、26 行目、28 行目、30 行目、32 行目から 33 行目まで、35 行目、37 行目 ○ 5 頁目中、18 行目から 19 行目まで、24 行目から 26 行目まで 	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	<p>5 (3) ア(ア)</p>
		<p>国の第 2 次補正予算に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 5 頁目中、3 行目から 5 行目まで、8 行目から 9 行目まで、21 行目から 23 行目まで 	<p>事実確認が不十分な誤った国の第 2 次補正予算に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	<p>5 (3) ア(キ)</p>

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)	
γ	G 文書 (続き)	特定の県民局入所施設 2 施設の不審者等対応マニュアル	マニュアルの冒頭のタイトル部分を除いた情報	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (3) ア (ア)
	H 文書	特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票)	<p>入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った県民局所管 10 施設における対応の内容中、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記調査票 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項、第 4 欄第 3 項 ○ 左記調査票 2 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち 4 行目から 5 行目まで ○ 左記調査票 3 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち 5 行目から 9 行目まで ○ 左記調査票 4 頁目表中、第 4 欄第 3 項 ○ 左記調査票 5 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち 3 行目から 5 行目まで <p>県民局所管 10 施設における侵入者対策の内容中、次に掲げるものを除いたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記調査票 5 頁目表中、第 5 欄第 3 項 	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (3) ア (ア)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)	
γ	H 文書 (<small>続き</small>)	<p>特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票) < 続き ></p>	<p>県民局所管 10 施設における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報中、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記調査票 4 頁目表中、第 6 欄第 2 項のうち 4 行目から 13 行目まで 	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	<p>5 (3) ア(ア)</p>
		<p>県民局所管 10 施設における施設の危機管理上の課題中、次に掲げるものを除いたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記調査票 5 頁目表中、第 7 欄第 3 項 			
			<p>県民局所管 10 施設における入所者への緊急時伝達方法次に掲げるものを除いたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記調査票 4 頁目表中、第 8 欄第 3 項 ○ 左記調査票 5 頁目表中、第 8 欄第 2 項、第 8 欄第 3 項 	<p>緊急時の連絡体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	<p>5 (3) ア(イ)</p>
		<p>県民局所管 10 施設における職員への緊急時伝達方法</p>			

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)	
γ	H 文書 (続き)	入居を伴う 県有施設に おける警備 体制の状況	県民局所管 12 施設における警備体制に関する情報 (警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考)	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (3) ア (ア)
		県民局所管 12 施設における夜間の県職員の体制に関する情報			
		県民局所管 12 施設における防犯カメラの有無に関する情報			
		県民局所管 12 施設における自動警報装置の有無に関する情報			
J 文書	特定会議 B の議事録	議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容中、次に掲げるもの ○ 左記議事録 1 頁目中、10 行目から 18 行目まで	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (3) ア (ア)	
		議題「(2) 福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトについて」の議事内容 ○ 左記議事録 1 頁目中、29 行目から 42 行目まで	検討の最初期の段階にある人材育成プロジェクトに関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号エ >	5 (3) ア (ク)	

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)	
γ	J 文書 (続き)	特定会議 B の議事録 < 続き >	報告事項「(1)児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容中、次に掲げるもの		
			○ 左記議事録 2 頁目中、4 行目から 6 行目まで	児童自立支援拠点に関する未確定情報であり、今後、所定の手続きをもって正式決定される内容であるにもかかわらず、あたかも正式決定したかのように記載され、かかる情報が公開された場合、正式手続における決定に支障を及ぼすおそれがある情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	—
			○ 関係機関等との具体的調整状況 ・ 左記議事録 2 頁目中、11 行目から 28 行目まで、32 行目から 40 行目まで、42 行目から 45 行目まで ・ 左記議事録 3 頁目中、1 行目から 8 行目まで、9 行目 6 文字目から 24 行目まで	児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (3) ア(ケ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)	
γ	J 文書 (続き)	特定会議 B の議事録 < 続き >	<p>報告事項「(1) 児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容中、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 竣工式及び内覧会実施案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記議事録 3 頁目中、26 行目から 30 行目まで 	<p>児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報であり、公開することにより、招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (3) ア(サ)
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 引越し案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記議事録 3 頁目中、32 行目から 34 行目まで 	<p>児童自立支援拠点への引越しに関する情報であり、公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (3) ア(シ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)
γ	K 文書	<p>安全対策に係る内容中、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記資料 3 頁目中、8 行目から 37 行目まで ○ 左記資料 4 頁目中、1 行目から 5 行目まで、7 行目から 17 行目まで、19 行目から 27 行目まで、29 行目から 32 行目まで、34 行目から 36 行目まで ○ 左記資料 5 頁目中、3 行目から 35 行目まで ○ 左記資料 6 頁目中、2 行目以降のすべて（頁番号除く。） ○ 左記資料 7 頁のすべて（頁番号除く。） 	<p>具体的防犯体制等に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	<p>5 (3) ア (ア)</p>
		<p>特定事件を踏まえた特定施設 C の安全対策について</p>		

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)	
γ	K 文書 (続き)	特定警察署による防犯指導について	<p>防犯指導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目中、8 行目から 34 行目まで、36 行目から 39 行目まで ○ 左記文書 2 頁目中、2 行目から 7 行目まで、9 行目から 13 行目まで、15 行目から 28 行目まで 	<p>具体的防犯体制につながる情報であって、具体的防犯体制に関する情報と同視することができる情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (3) ア (ア)
		指導を踏まえた今後の対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 2 頁目中、30 行目から 39 行目まで 	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (3) ア (ア)
	取組んでいる又は検討している安全対策について (特定施設 D)	<p>安全対策に係る内容中、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目中、10 行目から 20 行目まで、29 行目から 32 行目まで ○ 左記文書 2 頁目中、7 行目から 8 行目まで 	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (3) ア (ア)	
	特定事件を受けた特定施設 E の防犯対策 (案)	<p>具体的防犯対策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書中、表のすべて 	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (3) ア (ア)	

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)	
γ	K 文書 (続き)	「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について(案)	左記プロジェクトの内容 ○ 左記文書中、タイトル以外の全情報	検討の最初期の段階にある人材育成プロジェクトに関する情報であるため。 <第5条第4号エ>	5(3) ア(ク)
		心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトについて(案)	左記プロジェクトの内容 ○ 左記文書中、タイトル以外の全情報		
		児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について(案)	実施案中、次に掲げるもの ○ 左記文書中、5行目22文字目から6行目まで、8行目、12行目から19行目まで、23行目6文字目から17文字目まで、30行目から32行目まで	児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報であり、公開することにより、招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報であるため。 <第5条第4号柱書>	5(3) ア(サ)
		引越し日程について(案)	引越し案中、次に掲げるもの ○ 左記文書1頁目中、3行目、表のすべて ○ 左記文書2頁目中、表のすべて	児童自立支援拠点への引越しに関する情報であり、公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報であるため。 <第5条第4号柱書>	5(3) ア(シ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
γ L 文書	各入所施設の夜間の防犯体制	県民局所管 6 施設における夜間の常勤・非常勤職員数、警備体制、警備業務委託の有無に関する情報	具体的防犯体制に関する情報のため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (3) ア (ア)
	各入所施設の緊急時の連絡体制	県民局所管 6 施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制、県への連絡体制に関する情報	緊急時の連絡体制に関する情報であるため。また、空欄についても、緊急時の連絡体制が整っていないという防犯体制の脆弱性を示すことにつながる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (3) ア (イ)、 (カ)
	各入所施設の防犯カメラの設置状況	県民局所管 6 施設における防犯カメラの設置の有無・台数、自動警報装置の設置の有無に関する情報	具体的防犯体制に関する情報のため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (3) ア (ア)
	各入所施設のその他設備、器具の状況	県民局所管 6 施設における防犯のための設備・器具の配備状況	具体的防犯体制に関する情報のため。また、空欄についても、その他の防犯器具が整っていないという防犯体制の脆弱性を示すことにつながる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (3) ア (ア)、 (カ)
		県民局所管 6 施設における防犯訓練実施の有無に関する情報中、次に掲げるもの ○ 左記文書表中、第 3 欄第 4 項、第 3 欄第 8 項	具体的防犯体制と密接に関連する情報であって実質的に具体的防犯体制に関する情報と同視できる情報のため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (3) ア (エ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)	
γ	L 文書<続き>	特定事件以降の各入所施設での対応状況	<p>県民局所管 6 施設における防犯設備の確認に関する情報</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報のため。また、空欄についても、その他の防犯設備が整っていないという防犯体制の脆弱性を示すことにつながる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (3) ア(ア)、 カ)
		特定事件以降の各入所施設での対応状況	<p>県民局所管 6 施設におけるその他の対応に関する情報中、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち 1 行目から 3 行目まで、第 4 欄第 3 項、第 4 欄第 5 項のうち 5 行目から 7 行目まで ○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 3 項 	<p>具体的防犯体制に関する情報のため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (3) ア(ア)

別表 3

公開すべき非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 (実施機関の説明)
F 文書	特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票)	実施機関に対する質問の有無に関する情報	公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報であるため。
		入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った実施機関の対応の内容		
		実施機関における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報	マニュアルの有無に関する情報にすぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申 5 (3) ア (イ) 参照)	
γ G 文書	特定会議 A の議事録	県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報中、次に掲げるもの ○ 2 頁目中、25 行目 1 文字目から 31 文字目まで ○ 3 頁目中、10 行目から 12 行目 26 文字目まで ○ 4 頁目中、12 行目 20 文字目から 13 行目まで、17 行目	公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報であるため。
	特定の県民局入所施設 2 施設の不審者等対応マニュアル	マニュアルの冒頭のタイトル部分	マニュアルの有無に関する情報にすぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申 5 (3) ア (イ) 参照)	施設の具体的防犯体制が明らかとなる情報のため。

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 (実施機関の説明)
γ	H 文書	県民局所管 10 施設に対する質問の有無に関する情報	公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報であるため。
		入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った県民局所管 10 施設における対応の内容中、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記調査票 2 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち 1 行目から 3 行目まで、第 4 欄第 3 項、第 4 欄第 4 項 ○ 左記調査票 3 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち 1 行目から 4 行目まで ○ 左記調査票 4 頁目表中、第 4 欄第 2 項 ○ 左記調査票 5 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち 1 行目から 2 行目まで、第 4 欄第 3 項 特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票)		

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 (実施機関の説明)	
γ	H 文書 (<small>続き</small>)	<p>特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票) (<small>続き</small>)</p>	<p>県民局所管 10 施設における侵入者対策の内容中、次に掲げるもの</p> <p>○ 左記調査票 5 頁目表中、第 5 欄第 3 項</p>	<p>公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p>
		<p>県民局所管 10 施設における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報中、次に掲げるものを除いたもの</p> <p>○ 左記調査票 4 頁目表中、第 6 欄第 2 項のうち 4 行目から 13 行目まで</p>	<p>マニュアルの有無に関する情報にすぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申 5 (3) ア (1) 参照)</p>		

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 (実施機関の説明)
γ	H 文書 〈続き〉	<p>県民局所管 10 施設における施設の危機管理上の課題中、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記調査票 5 頁目表中、第 7 欄第 3 項 	<p>公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p>
		<p>県民局所管 10 施設における入所者への緊急時伝達方法中、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記調査票 4 頁目表中、第 8 欄第 3 項 ○ 左記調査票 5 頁目表中、第 8 欄第 2 項、第 8 欄第 3 項 	<p>入所者のいない施設における入所者への緊急時伝達方法に関する情報であって、公開しても施設の安全面の確保に支障を生じるおそれがない情報であるため。</p>	
	J 文書	<p>特定会議 B の議事録</p>	<p>議題「(1)児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容中、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記議事録 1 頁目中、19 行目から 25 行目まで 	<p>公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。</p>

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 (実施機関の説明)
γ	J 文書 (<u>続き</u>) 特定会議 B の議事録 < 続き >	報告事項「(1)児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容中、次に掲げるもの ○ 関係機関等との具体的調整状況 ・ 左記議事録 2 頁目中、10 行目、29 行目から 31 行目まで、41 行目 ・ 左記議事録 3 頁目中、9 行目 1 文字目から 5 文字目まで、35 行目から 40 行目まで	報告事項の項目名、本件請求時に既に公になっている情報等に過ぎず、公開することにより、児童自立支援拠点の開設調整事務に支障を及ぼすおそれのある情報とは認められないため。	児童自立支援拠点の開設調整に関する情報であるため。
		○ 竣工式及び内覧会実施案 ・ 左記議事録 3 頁目中、25 行目	報告事項の項目名に過ぎず、公開することにより、招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報とは認められないため。	公開することにより、招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報であるため。
		○ 引越し案 ・ 左記議事録 3 頁目中、31 行目	報告事項の項目名に過ぎず、公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報とは認められないため。	公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報であるため。

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 (実施機関の説明)
γ K文書(続き)	取組んでいる又は検討している安全対策について(特定施設D)	安全対策に係る内容中、次に掲げるもの		具体的防犯体制に関する情報であるため。
		○ 左記文書1頁目中、4行目から8行目まで	マニュアルの有無に関する情報にすぎず、公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申5(3)ア(イ)参照)	
	○ 左記文書1頁目中、22行目から27行目まで ○ 左記文書2頁目中、2行目、4行目から5行目まで	公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。		
	児童自立支援拠点の基本理念(案)	基本理念案の内容すべて ○ 左記文書中、3行目から6行目まで	基本理念案の公開をもって児童自立支援拠点の本来の理念や方針が実現できなくなるとは認められないため。 (答申5(3)ア(ロ)参照)	児童自立支援拠点が目指す本来の理念や方針が実現できなくなる情報であるため。
	児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について(案)	実施案中、次に掲げるもの ○ 左記文書中、3行目から5行目21文字目まで、7行目、9行目から11行目まで、20行目から23行目5文字目まで、24行目から29行目まで	公開することにより、招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報とは認められないため。	招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報であるため。

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 (実施機関の説明)	
γ	K 文書 (続き)	引越し日程について (案)	引越し案中、次に掲げるもの ○ 左記文書 2 頁目中、1 行目から 17 行目まで	引越しに伴い生じる作業の分担に関する情報に過ぎず、公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報とは認められないため。	公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報であるため。
	L 文書	各入所施設のその他設備、器具の状況	<p>県民局所管 6 施設における防犯訓練実施の有無に関する情報中、次に掲げるもの ○ 左記文書表中、第 3 欄第 3 項、第 3 欄第 5 項、第 3 欄第 6 項、第 3 欄第 7 項</p> <p>県民局所管 6 施設における危機管理マニュアルの有無に関する情報</p>	<p>防犯訓練の実施の有無を示す情報ではないため。</p> <p>マニュアルの有無に関する情報にすぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申 5 (3) ア (1) 参照)</p>	具体的防犯体制と密接に関連する情報であるため。

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 (実施機関の説明)	
γ	L 文書 (続き)	特定事件以降の各入所施設での対応状況	<p>県民局所管 6 施設における所属内での会議に関する情報</p>	<p>公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じることが認められないため。 (答申 5 (2) ア (ウ) 参照)</p>	<p>防犯に関する会議の情報であるため。</p>
			<p>県民局所管 6 施設におけるその他の対応に関する情報中、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち 4 行目から 7 行目まで、第 4 欄第 4 項、第 4 欄第 5 項のうち 1 行目から 4 行目まで ○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 2 項 	<p>公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じることが認められないため。</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報のため。</p>

備考 1 : 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

備考 2 : 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 8 月 15 日	○ 諮問
12 月 11 日 (第 171 回部会)	○ 審議
平成 30 年 1 月 23 日 (第 172 回部会)	○ 審議
2 月 20 日 (第 173 回部会)	○ 審議
3 月 20 日 (第 174 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(平成 30 年 4 月 13 日現在) (五十音順)